

平成 28 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
17 番	加 藤 照 美	18 番	佐 藤 元 衛
19 番	佐 藤 文 昭	20 番	菊 地

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

16 番 宮 崎 信 一

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佐 藤 信 夫 班 長 兼 副 主 幹 加 藤 潤
主 事 土 井 絵 里 香

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消 防 長 兼 消 防 署 長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 隆	健 康 推 進 課 長	畠 山 真 姫 子
福 祉 課 長	阿 部 聖 子	観 光 課 長	藤 谷 博 之
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 清 克	学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子
図 書 館 長	村 上 司		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

平成28年6月14日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、4番佐々木春男議員の一般質問を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） おはようございます。早速ですが、一般質問をさせていただきます。

先般、近年に例のない大規模な火災が発生しました。平沢地区の皆様には、心からお見舞い申し上げます。被災者の方々の心痛は計り知れないものがありますが、一日も早い復興を願うものであります。

それでは、子どもの貧困対策、就学援助などの充実をテーマにして、これに絞って今回は質問をさせていただきます。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」の概況に基づいた「子どもの貧困率」は1985年の10.9%から2012年には16.3%に上昇しました。山形大学の戸室准教授が総務省の「就業構造基本調査」を独自に分析した「都道府県別の子どもの貧困率」では、1992年には5.4%だったものが2012年には約2.6倍の13.8%に拡大しています。子どもの貧困の増加原因は、非正規労働と低い賃金と言われており、特に一人親家庭の貧困率は54.6%と、OECD（経済協力開発機構）加盟国34カ国中で最低であり、ある学者は安倍内閣の経済政策が所得格差を拡大し、貧困を加速したと指摘しております。立教大学教授の浅井氏は、子どもの貧困対策には労働政策や社会保障政策などの包括的取り組みが必要としておりますが、具体的には、一つは職の保障、そして学習権・進学権の保障、三つ目に経済的保障、四つ目に労働生活への連結を提案しております。自治体で取り組んでいる学習権・進学権の保障では、就学援助制度等がありますが、経済的に厳しい家庭に対しては、就学援助制度の充実を図

り、サポートすることも必要なことと思いますが、その見解をお伺いいたします。

まず一つに、本市の就学援助制度の対象者数及び就学援助率と、その見解をお伺いいたします。

二つ目、国による生活保護の引き下げがありました。その引き下げに伴い就学援助制度の引き下げはありませんでしたか。

三つ目、学用品費の支給は、おそくとも3月中にすることはできませんでしょうか。

四つ目、卒業後、経済的に困難な人、非正規雇用の人など返済が困難な方のために、奨学金の減免や軽減制度の創設、あるいは給付型奨学金の創設の考えはございませんか。

五つ目、年度途中でも受給できるということと、給食費の滞納は、就学援助制度対象の目安の一つにもなると思いますが、給食費滞納の家庭はありませんか。

以上、質問いたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、佐々木春男議員の1の①本市の就学援助制度の対象者数及び就学援助率の見解についてお答えいたします。

今年度の就学援助制度の対象者は、小学生が79人、中学生が60人で計139人です。にかほ市内の児童生徒数が1,847人ですので、就学援助率は7.5%になります。

この就学援助率について過去の実績を申し上げますと、平成25年度は6.3%でありました。平成26年度は6.7%、平成27年度は7.7%というふうに昨年までは本当に微増の状態です。

今年度は7.5%ですが、年度途中で認定されるケースもありますので、年度末には就学援助率はもう少し上がるというふうに予想されております。

受給者の人数を見ますと、小学生の対象者は、平成25年度の96人がピークでありました。でも、今は減少しております。ただ、中学生の対象者が増加しております。それは、対象者である小学生が中学生になったというふうなことが原因だと思います。

極端に増加することはありませんが、児童生徒の家庭の環境状況から、この傾向は今後しばらく続くものだというふうに捉えております。就学援助制度は、広報や学校だより等によって周知しており、保護者が申請することになっております。中には給食費の支払いにおくれの見られる世帯もありますので、年度途中でも別個に就学援助制度の周知を行い、申請しやすいように配慮してまいりたいというふうに考えております。

②の生活保護基準の引き下げに伴い、就学援助制度の認定基準の引き下げはありませんでしたかということにお答えいたします。

就学援助制度の認定基準は、収入額が生活保護法による保護の基準の1.2以下となっております。それで、生活保護基準の引き下げに伴い、自動的に認定基準は下がることになっております。

しかしながら、申請のあった全ての世帯に対して生活困窮状況の聞き取りを詳しく行い、収入のみならず認定事務を執り行っているところであります。

③学用品等の支給はおそくとも3月中にすることができないかについてお答えいたします。

就学援助は単年度の事業であり、年度ごとに認定を決定しております。認定するのは年度当初の4

月1日ですので、4月の認定者にして3月に援助費を支給するという事は、認定前の支給となり、制度的に整合性がとれないということになりますので、了解していただきたいと思います。

ただ、就学見込み、また、認定見込み状態で予算を執行することはできませんので御理解をお願いしたいと思います。

④奨学金の返済が困難な方のために奨学金の減免や軽減制度の創設、あるいは給付型奨学金の創設の考えはありませんかというふうな事にお答えいたします。

これについては、平成27年度の一般質問、宮崎議員の方にもお答えしております。

初めに、にかほ市の奨学金の状況についてであります。現在、奨学資金を貸与している人は大学生が45人、短大生が4人、専門学校生が12人、高等専門生が1人、そして高校生が18人で計80人になっております。

また現在、奨学金を償還している人は、大学卒は88人、短大卒は6人、専門学校卒は46人、高専卒は2人、高校卒は43人で計185人です。

そして、滞納者は15人で、4月末現在の滞納額は550万3,000円となっております。

平成27年度末の貸与総額は2億4,808万5,300円という状況となっております。

さて、県内の奨学金の状況ですが、給付金型奨学金を実施する市町村はありません。ただ、償還免除制度を実施しているのは大館市、それから能代市、北秋田市の3市であります。その償還免除の条件としては、まず大館市は市内の医療機関に医師として勤務した場合です。能代市は、能代市山本郡に移住した場合です。北秋田市は、高校・大学を卒業後5年以上居住意思があり、就労した場合というふうになっております。また、秋田県では平成6年から平成21年まで、秋田県の育英会の奨学資金利用者が県内に居住した場合に返還の一部を減免する、2分の1、また3分の1になっていましたが、その制度を設けていましたが、県財政の見直しにより平成21年度にその制度はなくなっております。

しかし今、秋田県では、あきた未来総合戦略の重点プロジェクトとして、本県出身の大学等卒業者の県内就職者、それから県内の高校卒業者の県内就職者、Aターン就職者の奨学金の返還助成制度を創設しております。対象は、秋田県の育英会、日本学生支援機構、市町村の奨学金というふうにご利用している方で、償還額の3分の2を3年間助成するというものになっております。

本市では、旧象潟町で平成7年度から平成15年度まで、奨学金の貸与を受けている学生が卒業後、町内に居住、就労した場合に奨学金の返還を減免3分の1にしておりました。しかし現在、にかほ市では給付型奨学金制度や奨学金の減免、軽減制度は設けておりません。ただ、奨学金の貸与基準、基金条例では、奨学金返還完了前に返還金を借りていた方が死亡した場合は、返還を免除することになっております。奨学金は現在、約2億5,000万円で運用しておりますので、奨学金を希望する学生が多いこと、また、平成25年度から入学一時金の貸与を設けました。そしてまた、海外留学生への奨学金の貸与という制度も設けました。未だに一般会計から奨学金貸与基金に積み立てしている状況でありますので、了解していただきたいと思います。

このようなことから、今のところ奨学金の減免や軽減制度の創設、または給付型奨学金の創設については計画しておりませんが、今後、定住策などを促進していく中で、県や他市町村の動向を注視してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後の⑤についてですが、給食費の滞納の家庭はありますかについては、平成27年度の滞納はありませんでした。そして今現在も滞納している家庭はありません。

以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 就学援助制度の対象者は、現在のところ前年度よりは減っていると、パーセンテージにして減っているけれども、年度末には増える可能性もなきにしもあらずというお答えでしたが、ぜひできればこういう制度を利用されないような、何ていいますか、世の中になってほしいというふうに考えるものでございます。年々増えていくと思われる非常に心配される事態でありますので、どうか使いやすいような、利用しやすいような形で給付する体制をとっていただければなというふうに思うわけであります。

3月中にはできないのかということではありますが、質問ですが、見込みでやると後日返還を求めなければならない事態も発生するというふうなこともあるようですが、制度の性質からして受給者が必要とするときに給付できることが一番いい形なのではないのかなというふうに思うわけですが、新年度の入る前に給付できれば、その準備のために非常に喜ばれるのではないかなというふうに考えるわけですが、県内ではその3月中にやっている自治体はないようですけれども、県外では実施している自治体もありまして、それもまた増えているように伺っております。行政制度から見れば二重の負担になるかもしれませんが、修学旅行費なども旅行前に給付するなど、対象者が必要とするときに給付できるように配慮が求められているのではないかなというふうに思います。

次に、奨学金の件ですが、先般こんな話を聞きました。奨学金を利用した家族のお話ですが、息子は奨学金を借りて学校を卒業したんだけど、非正規になってしまってお金を返せない。困っていると、そういうふうなお話を聞きましたし、また、奨学金を利用しないで卒業された方で、いやあ奨学金借りなくてよかったと。この給料で、これからこの奨学金を返済していくことになると暮らしが大変だと、こういうふうなお話も伺いました。奨学金の返済を考えると進学をあきらめざるを得ないようなケースがないように、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖してはならないことが求められております。給付型の奨学金の創設を、ぜひ検討してほしい、こういうふうに思います。

年度途中での給付のケースは、先ほどお答えいただきましたので、ぜひその様子を敏感に感じ取って救ってあげるように、その体制を崩さないでいていただきたいと思います。そういうことで、3月中には配慮できないかということと、奨学金の創設をぜひ検討してほしいということをお願いするものであります。検討すべきだと思いますが、いかがですか。

それから、3月中に必要とされる時期に給付できるような、そういうふうな体制はとっていくことができませんでしょうか。他の県の自治体ではやっているところもありますので、そういうところを参考にしながらでも、ぜひやられるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） まず最初に1点ですが、その3月中にその新年度の準備のために、それは

私も本当にそうしたいという気持ちが一杯であります。やはり保護者にとって4月当初というのは、やはり中学校もそうです。小学校も、それから高校も大学も全て4月にはやっぱりそういうふうなお金を払うために、やはりそういうふうな体制をとりたいというふうな気持ちあります。

ただ、今全て新年度に、その3月に全て今、就学援助の項目は、学用品から校外活動とか体育とかいろんな項目もありますが、全てそれを3月にやるとなれば、それも大変ですので、例えばその中で入学に関するこれだけは必要だというふうなことあれば、それは対象にすることも考えられます。それはまず県外のそのものを参考にしながら、まず一度検討していきたいというふうに思います。

二つ目の奨学金については、やはり今、秋田県も各地区も、やはり奨学金を借りた人がいろんな新聞で、いやあ返すのが容易でないというふうな、そういう大学生が一杯おります。でも実際に奨学金、私も奨学金を借りました。そして返済そのものはやっぱり、その当時は少ないけれども、やっぱり少ないなりに返済するというのは本当に容易でないと。特に女の人も家庭に入った場合は、特にその奨学金を返さなきゃいけないとなれば、家庭のそういう家計にもかかわるといので、非常に今難儀されている人もいるみたいですが、でも実際に奨学金を借りるときは、借りたい、借りてと言っても、返すとなればやっぱり難しい部分があると思います。それはそのとおりでと思います。ただ、今、秋田県もほかのところもやるのは、地元はその若者が残るように、そしてまた、地元就職できるように、そういう狙いのもとで、つまり定住・居住の対策としてまずそういう給付金、またはある意味では減免をやっているわけです。でも今、秋田県でやっているのを、即私たちもそういうふうな状態でやるということだけでなく、今、秋田県でやっていることを、それを参考にして様子を見ながら、もう一度市の方として考えていこうという捉え方なんです。つまり、何かと申しますと、やっぱり今、定住といっても今、平成26年、平成27年度の大卒とか高校卒が卒業して、このにかほ市に居住する子どもたちはどんなふうになっているかという、平成26年度3月に卒業した高校生から大学生まで35人いますが、ここに居住した人はたったの3人なんです。そしてまた、平成27年度は21人いたけども、それも大体3人ぐらいなんです。つまり、居住とか、それから定住とかという捉え方でこの奨学金の補助制度、そういうものがそこにつながるかというのはなかなか今のところ難しい。だから秋田県の様子を見ながら、市としても考えていこうというふうに捉えております。

三つ目の貧困の状態ですが私たちもやはりその貧困の状態を把握するのは非常に難しいです。ましてや民生委員の方、それから自治体だって各地区のその貧困状態を把握するのは難しい。個人情報として入りにくい。でも学校としては、私としては、やはり学校をプラットホームの形にして、例えば子どもがきますから、あっ毎日同じもの着てきた、ちょっとくさいなど、髪も洗ってこないで子どもたちから、周りからくさいと言われる、そういう子どもを敏感に先生方がプロですから、そういう場合はお母さんに言って、まずどうだと。そしたら、まずその準要保護の申請を受けて、就学援助の申請を受けていこうかというふうな話もできるし、そしてまた、そういう社会福祉とか、またはある意味では民生委員とかのそういうふうな連携を通しながら、学校の先生方はまずそういう貧困の状態になるべくしないようにして今努力しているわけです。だから、子どもを通しながら、私たちはそういう貧困の状態や情報を把握しながら、市またはいろんなところに還元しながら把握

しているんですが、それだけでもやっぱりいろんな意味で学校から行くと、俺の家庭さ余り出入りするとか、関係ねえべっていうふうにして言われて非常に入りにくい状態が今の状況ですので、できるだけまずそういうふうのないように頑張っていきたいと思うし、そしてまた私思うんです。やっぱり今、一人家庭、母親一人の家庭が非常にどんどん増えている。やっぱりここで大人の私たちも家族とは何かと、夫婦とは何かというふうなことをやっぱり見直していかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。やはり、いくらお父さん、お母さんが給料が少なくなつて、やっぱりお父さん、お母さんが一生懸命になって家庭を守っていく、そういう姿勢を示す、そうすれば子どもだってお父さん、お母さん、頑張ってるなど、そういう今、この間も、生まれた子どもがいて、その子が生まれたのにすぐ離婚する、そういう家庭が今増えている。そういうことにならないように、やっぱりみんな、やっぱり好きで一緒になって、そして子どもを産んだら、やっぱり我慢するところ我慢しながら子どもを育てていく。豊かな家族とは何かとか、夫婦は何かとか、そういうものを考えていかないと、そういう人が増えたから援助するというでなく、それを防ぐために今、佐々木春男議員も言ったように防ぐために何とかする、そういうものをやっぱり大人として考えていかなきゃいけないと思います。

それからもう一つは、長くなればまた——、もう一つは金銭教育ですよ。やはり昨日、市長も言ったように、それなりのお金で経営していくとすれば、私のうちはこのぐらいいかまらずお父さん、お母さんも収入がないから、やっぱりほかの子どもが買ったものを何でもおもちゃも買う、そういうのじゃなくて、やっぱり金銭教育、お金の価値とは何かというものを小さいときからやっぱり教えていかなきゃいけないんじゃないかと。やはりお金がある人となない人、同じものを買って、おもちゃを買って、同じ電話を買って、それではやっぱり経済そのものがだんだんマイナスになっていく。我慢せと、うちの方まずこれしかないから。でも、あんたがおつきくなって自分を買えるようになったら買えとか、そういう金銭教育とかそういうものを私たち大人がやっぱり教えていかなきゃいけない。今、小学校には金銭教育ということで各学校でやっぱり勉強しています。でも、なかなかそれでは身につかないし、そういうことも大人も一緒に考えていかないと、この貧困問題についてはなかなか解決ができないというふうに思っています。何とか了解していただければ——。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 先ほどのお答えの中で、せめて新入学児童の学生の用品はというふうな、3月中にというふうな体制をとりたいということでありましたので、ぜひそういう体制をとっていただきたいと思います。

県外の自治体の例ですけれども、日光市では、事前に、2月中に貸し付けをして、そして認定されて給付される額からその貸し付けの部分を引くと、そういうふうな体制をとっているところもあるようです。これが全てではないでしょうけれども、様々なスタイルがとれると思いますけれども、そういうところもあるようですので、そういうところも参考にしながら、ぜひ必要なときに給付できるように体制をとっていただきたい、そういうふうに思います。

また、適用基準に満たないが、それに近い水準の家庭もあると思います。今の適用基準では所得のところが低いのではというふうに思います。将来を担ってくれる子どもたちが生まれ育った環境

に将来が左右されることがないように、貧困が世代を超えて連鎖することのないように十分に配慮する必要があると思います。自治体だけで解決できるものではないんですが、手を差し伸べてやるのは自治体しかないと思います。それで、その適用基準などの見直しもぜひ考慮していただくことはできませんでしょうか。答弁をいただいて、これで質問を終わります。

●議長（菊地衛君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） 私たちは今その基準そのものは、生活保護制度における生活扶助の基準額の算出方法で平成28年度の方法でやっています。それによれば、最低生活費は年齢別にもなっているし、そしてまた、そこの家族の人数も、そういうふうな、つまり所得、それから人数、年齢、そういうものを加味しながら、そして今、計算して1.2というところになっているのですので、なかなかそれはやはり生活保護制度にそういうふうな基準、算出方法を変えていかないと、私たちはそれについて基準にのっとっていますので、改めてにかほ市だけというふうな捉え方は、なかなかできないような感じいたしますので、その辺まだ勉強不足ですが、お願いします。

●議長（菊地衛君） これで4番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時49分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 14番鈴木敏男です。昨日、北東北も梅雨に入ったようだというふうに気象庁が発表しました。昨年よりも若干早いような梅雨入りのようにあります。その梅雨の雨も、また、大事な資源の一つですが、被害の出るような降雨でないようにと願うところであります。

生活する上で、雨もなくてはなりません。しかし、度を越えますと災害が発生しやすくなりますし、広い見地に立てば私たちは自然災害と隣り合わせに住んでいるとも言えます。

また、自然の中にある私たちですから、さまざまな野生動物とも共生しなければならないことも事実であります。しかし、これもまたバランスが崩れると被害を受けることにもなるわけでありませ

さて、通告しています3点について質問をいたします。

初めに、鳥獣被害防止計画について市長にお尋ねをいたします。

誰もが安心して生活したい、安全なまちに住みたいと思うのは、皆等しいところであります。今朝も秋田さきがけ年聞を広げましたら、クマの目撃情報や被害に関する記事が載っていました。もう連日こうした報道が掲載されており、秋田県のクマの出没、あるいはクマの被害に伴う報道、こ

ういったことが全国になされているわけであります。

今年、タケノコ採りではクマに襲われて命を落とした方、命を奪われた方が、これまで県内で数名に上りというふうに書きましたが、新聞の方では4名というふうに出ています。4名の方が犠牲になった、こういうことであります。これは、かつてないほどの犠牲者のようでございます。

環境省によれば、山形県で1988年に3人がクマから命を奪われたことがあるというものの、今回のように4人も犠牲者が出たのは異常な事態と専門家はクマの被害について述べているわけでありませう。したがって、このところの新聞の社会面には、そうした記事が連日のように掲載されているわけでございます。

クマの被害は、ほとんどが山中でのことではあります。しかしながら、平地でもクマの発見が相次いでおり、被害が懸念されるものでございます。数年前には本市でもクマが発見されたこともありました。大事には至らなかったわけでございますが、市民を不安に陥れたものであります。

このように昨今では、クマを初めとした動物の増加で、野生動物から人間が襲われたり、また、全国的にも農作物の被害も年々増加の傾向にあるようでございます。農林水産省の鳥獣被害の現状からのデータを見ますと、年間200億円前後の被害が出ている、このようにデータは示しておるわけでありませう。

県内で最も懸念されているのがツキノワグマであります。ツキノワグマは、本州に生息する最大の動物で、人間と遭遇すると防衛反応から凶暴性を発揮するので大変危険であり、冒頭述べましたように、タケノコ採りでは毎年このクマよっての犠牲者が出ているわけでございます。

このツキノワグマは有害鳥獣としての対象動物であります、秋田県では年間に獣類の捕獲数は800件ほどのようでございます。これが全てクマではないものの、最近の新聞記事では由利本荘市でイノシシの生息も確認されたとも掲載されておるわけでありませう、不安が募るわけでありませう。

実は、農作物の被害の大きいのは、シカ、あるいはイノシシなどであります。

本市では、獣被害は余り耳にしていませうが、一般的にはカモやカラスが捕獲されていませうし、記憶に新しいところでは、ヘビによって亡くなられた方もおられたというふうに記憶していませう。

鳥獣被害は、秋田県のみならず全国的なものでございませうけれども、秋田県での害鳥捕獲数が7,100件であります。ほかに住宅への侵入で被害を及ぼす動物としてイタチやアライグマ、ハクビシンが挙げられます。そしてこのハクビシンの生息域が拡大し、被害も年々増加の傾向にあるようで、昨年、私の議案質疑にもそのことの答弁があったところでありませう。

本市の平成26年度の事務報告書によれば、ハクビシンの許可件数が13件であります。捕獲数が10頭です。しかし、捕獲がこの数でありますから、生息数としては、この何倍もいるんではないのかなというふうには推測されていませうし、被害を受けたとの情報は、私が耳にしていませうだけでも1件や2件ではないわけでありませう。

全国的に広がる鳥獣被害は、農作物のみならず人間の世界から希少な高山植物の食害被害もあり、自然生態系への影響も出始め、被害は深刻な状況にもあります。そこで国では、こうした事態に対応するために、従来の「鳥獣保護」を基本とする施策から、一部の鳥獣については捕獲を行うなど「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部を昨年の5月に改正いたしました。

この中には、「指定管理鳥獣捕獲等事業」も創設され、環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県または国が捕獲する事業を実施することができるというようなことになったようであります。ほかに認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入、あるいは住居集合地域等における麻醉銃猟の許可、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げも施行されたところであります。

さまざまな動物と人間が共生できる、これは理想の世界ですが、人間の生命が脅かされたり、糧となる農作物が被害を受けたり、また、自然界の生態系が危ぶまれたりしては、鳥獣への規制をかけることは仕方のないこととございます。

報道によれば、クマなどの野生動物にとって貴重な餌になるブナの実が今年は凶作と、こういうふうな報道もあったやに記憶しています。凶作になれば餌を求めて里に下りてくることは容易に想像させられます。また、アライグマは、特定外来動物として駆除の対象になるものの、最近生息数の増加によって被害が拡大しているイタチやハクビシンは、鳥獣保護法によって保護の対象になっているようであります。但し、これは鳥獣保護法という法律のもとに、原則としては野生動物は法的には保護されなければならない、こういうわけでありますけれども、したがって、捕獲、あるいは飼育、こういったことは禁止されているわけであります。

こうしたいろんな被害の実態に即し、平成25年3月に本市では鳥獣被害対策実施隊員30名以内とすることなどを加えた条例の改正が行われたところであります。この鳥獣被害対策実施隊員は、平成27年10月末現在で、秋田県では20の市町村、また、全国では1,012の自治体に設置されているようでございます。そこで以下について質問をいたします。

初めに、農作物にいろんな被害を及ぼしている、こういうふうな情報でございますけれども、それでは本市の鳥獣被害状況がどうなっているのか、初めにお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木敏男議員の御質問にお答えをいたしますけれども、鳥獣被害防止計画についての各項目の御質問については、担当の部長に答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） (1)の本市の鳥獣被害状況について御説明申し上げます。

農業被害ということでお話ありましたので、平成27年度の状況を御説明申し上げます。

農作物の被害合計が122万1,000円となっております。被害のほとんどがカモ、カラス類による水稻被害になっており、水稻被害額が113万9,000円と被害面積が約80アールとなっております。

被害の状況であります。田植え時期の直播き後の種子の食害、苗の引き抜きや踏み倒し等の被害となっております。

水稻被害のほかには、ツキノワグマによるもので、農家の栗の木が食い荒らされている被害がありました。被害面積0.15アール、被害額8万2,000円となっております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 本市でも結構被害があるようであります。その被害を要した鳥獣の方ちょっと分かりましたらお話をしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 先ほどのちょっと重複になりますが、カモ、カラス類による水稲被害とツキノワグマによる栗の被害ということでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 今お話の中で、クマの話もありました。被害の状況が、そのクマによってどういう被害の状況なのかは分かりませんが、そうすれば本市においてもクマの被害はあるというふうに確認したところでありますが、例えば先ほどの話の中で、本市においてもクマが目撃されたりというふうなこと先ほど述べましたけれども、そういうクマが目撃された場合、あるいは被害もあったということでもありますから、そういった状況が発生したとき、地域住民に伝わるまでの、このにかほ市としての連絡体制というんでしょうか、市民にどういうふうなことで伝達されているのか、その辺ひとつ伺いたします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） ただいま市民への伝達方法ということでございますが、ツキノワグマ出没時の対応としましては、発見者から市の方に連絡が入ります。それから、警察署の方にも連絡しますし、学校付近であれば教育委員会等の方に連絡して児童生徒への安全確保を要請します。それから、場合によっては防災無線等の呼びかけもしている状況でございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 私先ほど農作物においては、イノシシの被害が非常に多いというふうなことを話をしました。これは前に質問したことがございましたけれども、このイノシシ、本市ではまだ確認されていないと、こういう話でありました。ところが最近でありましたけれども、鳥海山の麓でもこのイノシシの糞が確認されると、こういうふうな報道もございましたし、秋田県全体で見ても、結構このイノシシの確認がされているわけでございますけれども、本市にはまだこのイノシシの確認はありませんか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 隣の由利本荘市では2回ほど情報がありましたけれども、にかほ市においてはございません。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 分かりました。それでは次の質問に入らせていただきますが、そういった鳥獣被害があるわけでありまして、その防止策として本市では鳥獣被害防止計画と、こういうものが作成されているはずでありますので、その概要をお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 二つ目の本市の鳥獣被害防止計画の概要を御説明申し上げます。

鳥獣による農林水産業への被害防止を目的としまして、平成20年2月に鳥獣被害防止特別措置法が施行されております。にかほ市においても鳥獣による被害防止のための施策を総合的に効果的に推進し、農林業の発展及び地域振興に寄与することを目的として、平成25年3月ににかほ市鳥獣被害防止計画を策定しております。

この計画の概要であります。8項目からなっておりまして、対象の鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域が一番最初になります。対象鳥獣としましては、カラス類、カモ類、ツキノワグマの3種を挙げております。2項目以降として被害の防止に関する基本的な方針や鳥獣の捕獲等に関する事項等、8項目となっております。

この計画につきましては、策定に当たりまして指針をもとに策定されたものでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 確かに平成25年にこの計画、被害防止対策の計画ができたというふうに私も承知していました。今、その概要をお尋ねしましたが、その対象となる鳥獣、これがツキノワグマとカラスとカモと言いましたか、そんなふうに聞きましたが、その中にハクビシンというものがないのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 計画策定に当たりまして鳥獣の選定に当たりましては、過去における農業被害を生じている鳥獣の選定ということになっており、ハクビシンについては含まれておりません。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 県内でもこの鳥獣被害防止計画というのは、あちこちに作られているわけです。そういったところのこの計画を拝見しますと、対象獣類というのは、ほとんどツキノワグマだけであります。それが本市においてはカモ、カラス、こういったことも入っているというふうに今お聞きしたわけでございますけれども、このハクビシンが対象とされないというのは何か理由がございましたらお尋ねしたいと思います。この件では、お隣の遊佐町さんの方でも結構問題になっているようでございますので、その辺をひとつお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） ハクビシンが含まれないということにつきましては、先ほど少し触れましたが、この計画の大きな目的が農林水産業の被害防止という形を掲げております。ハクビシンにおける農業被害が過去においてございませんでしたので、このカラス、カモ、ツキノワグマの3種となっております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 大体分かりました。ハクビシンが対象にされないのは、農作物に被害がないからと、こういうふうなことで説明を聞いたわけでございますが、ただ、実際問題として、住宅への侵入、あるいは神社・仏閣への住み込みというんですか、結構被害が出ているわけです。ですから、農作物に対しては被害がないのかもしれませんが、しかし、ないことはないんです。結構野菜ものなんかはやられますから、ないこともないですし、そのほかにも衛生的なものもあるわけでありまして、この防止計画は、農作物の被害をいかに食いとどめるかということで策定されたようでございますが、今後はそういうふうなハクビシン等も、どうかひとつ対象になるような、こういうふうな計画を組んでいただければありがたいなと、こういうふうに思います。

さてそこで、この本市の鳥獣被害防止計画でございますが、これを進めていくに当たって、質問(3)

に入っています。今後、課題がありましたらお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 今後の課題ということでございますので、若干計画の進め方についても御説明申し上げたいと思います。

今後の計画に基づき被害防止対策を進めるために、先ほども触れましたけども、鳥獣被害対策実施隊を設置しております。この実施隊をもとにですね有害捕獲活動等積極的に取り組んでいる状況でございます。

しかしながら、狩猟免許を持っております実施隊の方々の高齢化、それから後継者不足が一つ課題となっております。その件につきましては、猟友会等々と連携しながら、研修会等実施しながら狩猟免許取得を促進しまして、人材の確保等進めていきたいというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ちょっと簡単に答えられたなというふうにちょっと思ったのですが、実はこの鳥獣被害防止計画に当たっては、いろんなところをネットなんかで調べさせてもらいましたけれども、進めるに当たって、一つこの問題になっているのは、鳥獣被害対策実施隊員がなかなか手がない。本市でも定員は一定30名以内ということですが、先般の説明では確か27名ですか、26名だか27名と、こういうようなことだったというふうに記憶しております。そういうことで、なかなかこの隊員になる人がいない。なぜなのかといいますと、結構やはり狩猟の免許を取ることに対して経費がかかると、経費がかさむ、こういうようなこともあるようであります。しかし、年々増える鳥獣類でございますから、何とかしてほしいわけですが、そういうふうに狩猟の免許を取るに当たって経費がかかるということでございますので、今後、先を見越してそういう免許を取りたいという方に対して助成すると、こういうふうな考えはお持ちでございませんか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 狩猟免許につきまして、秋田県が窓口となって本年度も試験の開始が公告されております。免許を取得するための経費が幾らかかるのか、私今現在ちょっと把握しておりませんが、どういう状況であるかをちょっと確認しながら、助成するしないにつきましては今後ちょっと検討させてもらいたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ぜひ検討してほしいというふうに思いますが、この鳥獣対策というのは、地域全体になって取り組まなければ、なかなか効果は出ないというふうにも言われているわけでありまして。例えば、鶴岡市では、有害鳥獣に対する被害防止のための、例えば農作物被害防止対策費、購入の経費、あるいは防鳥ネット、あるいは爆音機、侵入防止さく、捕獲機、こういったものを個人で求めた場合、これまた補助金というようなことを出しているんであります。全て補助金を出せばいいのかということは、そうは言えないわけでありましてけれども、鳥獣類をいかに少なくするか、害を出すこの鳥獣類をいかに少なくしていくのかということをお考えになれば、やはりこれも一つの方策なのかなというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） ただいまの件でございますが、被害防止対策計画においても資材のあっせんという項目もございます。現在、捕獲機材のあっせんにつきましては、先ほど触れましたハクビシンの捕獲用に民間の方々におりの貸出をして個々で捕獲してもらっているような状況もあります。今後どのような資機材が必要なのかも含めて、今の助成も含めて勉強、検討してみたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） それも検討してくださるようでございますが、被害防止対策実施隊員、あるいは今話したようなこういう対策の器具、こうったものも大事な話でありますけれども、さらに、さらにやはり私はこの地域ぐるみで何とかこう、対応を考えるというふうに、この住民も含めてこの連携する組織、こういったものも必要ではないのかなというふうに思うんですが、その辺に關してはいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 今お話のとおりだと思います。今後はですね地元自治会や農協などさまざまな関係団体と連携を密にして、被害防止のための対策並びに意識の高揚を図っていきたいと考えております。やはり先ほどのクマの情報もですが、地域の方々、同じ情報を共有しながら鳥獣被害に対しての取り組みが必要と考えておりますので、自治体の後継者育成も含め、地域の方々一緒になって取り組まなければならないと考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） さらにさらにですね鳥獣害のこの被害防止に当たっては、実は消防団員のこの協力もおおぐ必要があるのかなというふうに考えます。今までもクマが出たというふうなこともありますけれども、この鳥獣被害対策として、消防団とはどういうふうな連携を取っておられるのでしょうか。範疇でなければ、回答できなければ仕方ありませんが――。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 鳥獣被害防止については、いろいろな対策が必要だということは理解をするところですが、まずはですね、やはり消防団とか、あるいは地域の話もありますけれども、じゃあその地域で、その自治会なり町内会が、やっぱり連携をして、どうそういう被害に対して取り組んでいくのか、あるいはそういう中で行政からどういう形でお手伝いをしてもらうのか、そのあたりをですね、やっぱり主体性をそれぞれの自治会も持っていて、その上で行政からこの分、あるいは場合によっては県からこの分という形の取り組みは必要になってくるのではないかなと思います。

ただ、クマ、ツキノワグマについては、やはり発見したら直ちにこちらの方に連絡して、駆除をするなり何かの対応をしていかなければなりませんけれども、いずれにしても我々は相手あって、許可をもらわなければならないということもありますので、いち早く連絡していただきたいなど、このことをお願いするところでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 本市における有害鳥獣の中に、先ほどの話では、カラスがありました。実

は先日、私、会議から帰る途中でありましたけれども、車の前方で異様な光景を目にしたのであります。近づきますと、車をとめて、車の運転席の窓からパンを出してカラスに餌付けをしていました。余りにも多さで、ちょっと異様な感じを受けたんですが、やはりそういったことはいかなものかなというふうに思ってきたのでございますけれども、この鳥獣対策に当たって市民の皆さん方から協力してもらおう、もらいたいということがありましたらひとつお話を伺いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今お話のように、私も一度だけ見ました。何でこういうことするんだろうなど。餌があればカラスは増えていくわけですよね。ですから、やはりカラスの餌になるような形じゃなくて、やはり生ごみはやっぱりきっちりと出してもらおうと、それがカラスの減少につながってまいりますから、この辺は広報などを通して市民の皆さんに協力を願いたいと思いますので、今後の取り組みと御理解いただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） この質問の項目の最後にお尋ねいたしますけれども、逆にですね、本市において、この野生鳥獣の保護、繁殖、あるいは生息環境を図る、こういったその場所、こういったものが本市にございますか。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休 憩

午前11時24分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 全体的な保護区域という形の指定はなっておりませんが、狩猟の関係での区域は規制されている部分があります。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 分かりました。ありがとうございます。ちょっと難しい質問したのかしれませんが、お答えいただきましてありがとうございます。

今まで話してきましたように、鳥獣に対しては、保護と捕獲という相反する施策になりますけれども、例えば本市ではイチジクの産地化を一つの目標にしているわけでありまして。せっかくの産地化を目指しても鳥獣類にやられれば努力が無駄になりかねません。幸いにして現在、本市の鳥獣類からの被害というのは、ほかの自治体から比べれば少ないのかな、こういうふうに思ったわけでございますけれども、しかし、鳥獣類というのは当然ながら移動するわけでありまして。いつくるか分からない話でもございます。油断がならないということでもございますけれども、適切な方策をとって被害を最小限度に抑えることが、もちろん大事であります。今後の鳥獣被害防止計画によって、安心して住めるまちをということで望みたいというふうに思います。

次の2番目の質問に入ります。

次の質問は、観光拠点センター「にかほっと」の断水についてであります。

この件につきましては、市長から市政報告でも触れられ、断水した原因の一つが分かったと。検討した結果、現状の設備で対応可能だというふうに判断した、こういうふうな市政報告がございました。そのことは私のこの一般質問の通告するときは、当然分かっておりませんでしたので、今日はせっかく質問通告してございますので、通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。

4月9日、本市の観光の発信基地とも言える観光拠点センター「にかほっと」がオープンし、以来多くの観光客や買い物をする人々でにぎわっているようです。現在では、そのにぎわいも落ち着いてきたようですが、今度は夏場を迎え、再びにぎわいが戻ることが想定され、また、そうなるほしいというふうに今思っているところであります。

施設は、秋田杉がふんだんに使われて、木の香りの優しさは、訪れる方々に温もりも感じさせる県内外に誇れる施設だというふうに認識をしております。木造平屋、延べ床面積が約2,200平方メートル、ここに農産物の直売や飲食店、あるいはキッズスペース、フードコート、さらには足湯の場もあって人気も上々のようであり、今後とも愛される施設であってほしいというふうに願うばかりであります。

ところで、上々の人気のもとでオープンしたこの施設でにぎわう最中、一時的ではあったようですが断水したことが報じられました。8立方メートルですか、この貯水槽が、大勢の客が押し寄せたことで想定外の水が使われた、こういう新聞報道でございました。8立方メートルですね。失礼しました。この影響で営業時間前に店を閉じたり、客へもてなしにも影響があったのではないかと心配をしたところであります。改めて今回の原因と、その日の当局の対応、さらには貯水槽の増設、これは当時の新聞では増設を検討すると、こういうふうに書かれていましたけれども、先ほど言いましたけれども、本定例会での市政報告では、増設しないと、こういうことであります。いま一度、断水した原因と、当局の対応について伺うとともに、しならば現状の対応で可能であると判断した理由をお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、観光拠点センター「にかほっと」の断水についての御質問にお答えをいたします。

市政報告でも申し上げましたが、5月3日午後5時過ぎに断水がございまして、大変御迷惑をおかけしたとともにおわびを申し上げたいと思っております。

ゴールデンウィーク期間中は、不足の事態に対応するために観光課の職員を出勤させておりました。したがって、いろいろなトイレとかそういう形も一時的に「ねむの丘」の方に使用していただくような貼り紙とかそういうこともやりましたが、15分ほどで回復をしたということになっております。そして、その翌日、なぜこんな断水が起きたのか調査をしてみました。そして、各店舗の使用量、水の使用量を調査した結果、同じ業種の店よりも倍以上も、一日8トン以上も使っているお店屋さんがありました。これがやっぱり一つ大きな原因でもありますが、この店屋さんに対しては節

水をお願いしました、まずは。それから、設備の状況を調べた結果、やはり工事期間中に多少の砂が入って、急速に大量の水が使われたものですから、フィルターの方に全部その砂が張りついて、一部の部分はその砂が埋まってしまったと、フィルターのところが詰まって。ですから、水が流れる量が少なくなっていたということが判明して、それを清掃して流量を測定した結果、夏分の使用量を、こういう形で見ても大丈夫だということになりまして増設はしないことにしました。したがって、常にそういうフィルターを、今度はないと思います。工事やって間もなかったのに、中に多少入っていた砂を引っ張りこんだと、そのフィルターの方に、そういうことが原因でありますので、新しい設備を増設するという考えは持っておりません。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） これは新聞に出ていたわけでありますが、第一の原因は、その想定外のこの入り込み客のと、こういうふうに書いてあったというふうに記憶していますが、今の説明だとそうではないと。構造的なものだった、こういうふう理解したわけですが、それでよろしいんでしょうか。想定外の入り込み客があったと、これではないわけですね。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 午後5時過ぎから3日の日、断水したわけですから、それは調査をしてみなければ分からなかった。先ほど申しあげましたように、翌日の調査になった。ですから、やはり観光課の職員も出ておりましたので、想定以上の人が出て、食堂なりいろんなところで水を使ったという形に言うしかなかったのではないかなと、そのように理解しておりますが、まずは調査した結果、構造的なものであって、これを改善していけば十分夏場の使用量に対しても賄えるということでございますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 大体分かりました。職員の皆さん方が頑張ってくれたというようなこともあって、早々に復旧したということで、大変よかったなというふうに思います。

ただ、あの「にかほっと」には、観光課と、それから観光協会も入っているわけでありまして、当日この観光協会との連携は、どういうふうなことがなされたのでしょうか。断水に当たって。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、この件につきまして私の方から御説明したいと思います。

当然、観光協会の方も一緒に、観光課の方と一緒に出ておったわけでございます。実際、連携してというのはあれですけども、実際行動的には観光課の方が設備等に詳しくかったので、主に観光課の職員の方で対応しております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） オープンした早々でございますから、いろんな予測しないトラブルと言いましょうか、そんなこともあるんじゃないのかなというふうにも推察をするわけでございますが、せっかく先ほども言いましたけれども同じ建物に観光の発信基地として観光課が入って、そして観光協会も入っている。これは非常にいい仕組みじゃないのかなと、こういうふうに私は思うんです。

が、しからばこの後も、ないにこしたことはないわけではありますが、トラブルもあるいはあるかもしれない。そんなことも考えますと、一般のこの会社みたいに観光課、あるいは観光協会と、毎日のこのミーティングですか、そういうものが行われているのかどうかですね、その辺ひとつお尋ねします。

●議長（菊地衛君） 鈴木議員、通告外ですけども、当局、答えられる範囲でお願いします。市長。

●市長（横山忠長君） ミーティングの話は別として、それぞれ観光協会と観光課は役割分担が違うんですね、もともと。連携しなければならない部分もありますが、今回の質問は、断水についての質問ですから、それは施設を管理する観光課でやるべきものであって、観光協会と連携するというようなものはないわけです。お客のいろいろ対応、苦情については観光協会からもいろいろお願いしなければならない部分はありますが、これを復旧するための形のものには観光課が主体となって取り組まなければならない話であって、観光協会はそういう形のものではないことを御理解をいただきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 分かりました。断水も一つのトラブルだろうというふうに捉えまして、それでもって観光協会と観光課の連携について伺ったつもりでありました。その辺はよく分かりました。

それでは最後の質問、時間も余りなくなりましたが、最後の質問をさせていただきます。

質問というよりも提案ということになるかもしれませんが、にかほ市の豊富な水を守ろうということで、その宣言してはいかがでしょうか、こういう提案であります。

本市は全国的にもまれな水の豊富なまちと言っても過言ではないというふうに思います。それは、鳥海山が大きくかかっていることは誰もが承知していますし、今般のジオパーク構想でもそのことはテーマとなっておるわけであります。落差の大きい名瀑の奈曽の白滝は、日本の名勝にもなり、観光客の目を見張り、噴出する地下水と言いましょうか、湧水と言うんでしょうか、いずれ元滝は人気の高い観光スポットでもあります。それらはまるで絵に描いたように水の美を際立たせており、本市の誇りでもあります。また、獅子ヶ鼻湿原の出壺、鳥海マリモを育てている流水、さらには農業用水にするために段差を利用した温水路などなど、豊富な水にかかわる施設も自慢のできるものであり、そのことは生活にも大きな影響を与えています。さらには、サケが県内一遡上する川袋川、鳥海山の水蒸気爆発後、近年、魚がようやく戻ってきた白雪川など、これほど水に恵まれたまちはないというふうに自負できると思います。きれいな水は環境のよさを象徴しています。豊富な水は、また豊かな自然の象徴でもあります。ふだんは何気なしに使っているこの水、この豊富な水に感謝し、水の大切さを再認識し、あわせて後世につないでいくことは、今を生きる私どもの使命でもあろう、こういうふうに思うわけであります。

そこで提案したいのが、そうしたことを念頭に置いた豊富な水を守ろう、あるいはきれいな水を後世まで、そうした宣言を市民の水に対する思いを再認識し、全国にアピールする、こういった宣言はいかがかと一つ提案するわけですが、御答弁いただければありがたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 豊富な水を守ろう宣言をしませんかということの御質問でございます。

御承知のように、当市では平成19年度、にかほ市水道水源保護条例を制定いたしまして、にかほ市総面積240.67平方キロメートルのうち約50.53%に当たる121.62平方キロメートル、この広い区域を水源保護地域として指定しております。

この条例の目的は、水源を保護することにより安全で安心して飲める水を確保し、美しい緑を守り、河川水や地下水の水質汚染や汚濁を防止することにより、清らかで豊かな水を保全し、もって現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守り、豊かな暮らしを確保するとしております。

また、市の役割としては、水資源の保全に関する知識の普及と意識の高揚に努めなければならないこと、市民等にあつては、自ら主体となって水資源の保全に努めなければならないとしております。まさに鈴木議員の御質問と同様の内容でございます。この条例は、恐らく全国的にも珍しいんだらうと思います。こういう条例の制定は。

そこで、ガス・水道事業所、上水道、あるいは簡易水道、管理はガス水道局で行っていますので、毎年小学校の校外学習として水道施設の見学を引き受けておりますが、こうした機会を捉えて水の大切さを知ってもらい、また、ふだんから市の役割として広く市民に周知をしていくことも大切だと、そのように考えているところでございます。

豊かな自然の恵みである湧水や地下水、そして河川等は、地域共有の財産でもございますし、行政だけでなく市民とともに次の世代に引き継ぐべき大切な資源でございます。現在ところ、宣言ということまでは考えておりませんが、条例にある市あるいは事業者、市民の役割と水の大切さについては、引き続き市広報を活用しながら周知を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ありがとうございます。水に関する宣言ということでは、この群馬県の桐生市でも、これは水源村宣言、こういうものを行っているようであります。その宣言文には、自然が豊かで水の歴史がある地域に住む人間として、人が生存していくための水を守り、水と共存するべく具体的な施策を実践していかなければならない、こういうことで宣言をしているようであります。水源村と言ったのは、実は合併する前は黒保根村^{くろほねむら}というふうに言っていたようです。白黒の「黒」と、仁賀保の「保」、それから木の根っこの「根」、黒保根村と、ここで宣言して、以降、桐生市と合併したようでございますが、その合併した桐生市においても、この水源村の宣言、この精神は桐生市でも生きている、こういうふうなことを目にしたわけでありまして。水という身近な存在を宣言することで、自らのまちに愛着心が芽生え、環境に配慮する気持ちも生まれるんじゃないのかなというふうに思っています。豊富な水の湧く我がまち、その水からさまざまな命を育てている我がまち、豊富な水を守ろう、この宣言を掲げてまちづくりを検討するのも一つの方策と思ひまして提案したわけでありまして。できれば宣言ということでもやってもらえればありがたいなというふうに思うんですが、市長の考え、もう一度ひとつお尋ねして私の質問を終わります。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほどお答えしたように、条例を定めて水源保護区域を定めて保全をしているわけでありますので、この点については、私は宣言よりも条例という縛りの中でその水源を守っていこうということにしておりますので、同じ以上のあれがあるのではないかなというふうにしています。

ただ、今年はですね、場合によっては田んぼの水は不足するかもしれません。やはり里山に近いところは地下水というのは浅いものですから、やはり雪とか、あるいは降雨によって左右されるわけです。この形が、雪は今年少なかったし、あるいはこれから降雨が少ないような状態になれば、水不足ということも考えられますので、今の段階では宣言という形は考えておりませんので、その点については御理解をいただきたいと思います。

●14番（鈴木敏男君） 終わります。

●議長（菊地衛君） これで14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

所用のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時46分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

5番奥山収三議員の一般質問を許します。5番。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） 一般質問で一番最後、今日で一般質問もこれで終わりのわけですけども、私の方からは事前通告しておきました大きな2点について質問いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、先ほどお話ししましたように、一般質問も私で最後ですので、前向きな答弁を期待して質問いたしますので、よろしくお願ひします。

まずは一つ目、にかほ市の観光について。これに関しては大きく考えた上での観光についてということで質問させていただきます。

私は、今まで幾度かにかほ市の観光につき質問をしてまいりました。今回は観光に関するポスター、さらに観光に関連する事柄について質問いたします。

にかほ市内を見るにつけ、観光に関するポスターが少ないと感じるのは私だけでしょうか。これに関しては、ある会で集まることがありまして、いろんな話をしているうちに、どうも最近、観光に関するポスターが少ないのではないかなというような話も耳にして、私自身もそれなりの目で見えますと、確かに一時からみえますと、随分少ないように見受けられましたので今回の質問に至った次第です。

考えてみれば、確かに個人経営の商店も少なくなっており、その分、掲示されていたポスターが

減少したことも一因ではありますが、先ほどお話ししましたように、ひところから見ますと市の関連する施設等に関するポスターの掲示も心なしか少なく感じます。にかほ市が観光に力を注いでいることが、なかなか感じられません。そのようなことを踏まえて、以下について質問いたします。

まず一つは、観光に関するポスターについて。

一つ目、観光に関するポスターの製作費用等は、平成28年度の予算でどれぐらい計上されているのか。また、印刷枚数をお伺いします。

次、二つ目です。市の関連する施設への掲示割合はいかほどか、お伺いします。

三つ目に、今後、市が関連する各施設は当然ながら、個人商店や大型店舗等への掲示依頼等を、どのように進めていくのかお伺いいたします。

四つ目、観光に関するポスターやパンフレット等へ掲載されている写真を写した場所等を明示されたらよいと思いますが、お考えを伺います。この四つ目に関しましては、幾度か観光客からですねパンフレットを示されて、この写真がどこに行ったらこういう風景見られますかと尋ねられたことが幾度かありました。中には航空写真で撮ったものを指して尋ねられた場合もありますけれども、その場合は、これは多分航空写真じゃないかと思うと、これに比較的似た景色を見ようと思えば、道の駅「ねむの丘」の展望台に行けば、比較的似たような景色が見られますというような説明をしてるんですけども、我々ここにいる当事者とすれば、ごく当たり前の風景が初めてきた人にとってみれば、果たしてこれはどこに行けば見れるのだろうか、これ非常に疑問に思う、または迷うのは当然のことだと思いますので、この4点についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山収三議員の御質問にお答えをいたしますけれども、観光ポスターに関する御質問については、担当の部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、私の方から観光に関するポスターについてお答えをいたします。

①の予算関係でございます。初めに、予算でございますけれども、観光パンフレットと合わせまして、どちらも増冊分として100万円を計上しております。ポスターの印刷枚数は1,000枚を予定しております、主な配付先としまして、首都圏のJR向けに500枚、新潟管内のJR向けに200枚を発送し、掲示を依頼する予定でございます。また、JR秋田管内においても50枚ほど依頼する予定でございます。

続きまして、市の関連施設への掲示割合についてであります。現在のポスターは平成25年に作製したもので、その際には1,260カ所に配付しております、そのうち市内は67カ所でございます。割合でいきますと5.3%となります。1,260カ所の主な内訳は、JR東日本の関東地区720駅、東北・中部・信越地区410駅、庄内地域の交通施設、道の駅、観光施設など11カ所、秋田県内の交通施設、道の駅、観光施設など52カ所、市内の公共施設、宿泊施設などが67カ所でございます。またその後も劣化等により配付等の依頼があれば、新品をお渡ししている状況でございます。

続きまして、③の今後の個人商店や大型店舗への掲示依頼についてであります。現在のポスターは、県、市外向けを考慮し、インパクトを与えて秋田県にかほ市に興味を持っていただき、インターネットの検索などに導くことを目的として作製したものでございます。

また、ポスターのサイズもB1という1,030ミリメートル掛ける728ミリメートルと大判のものでございまして、インパクトはあるものの、それ相当の掲示場所が必要になるものでございます。トリアスロンなどのスポーツイベント関連のポスターはA2という594ミリメートル掛ける420ミリメートルのサイズで、市内で開催されることもあり、個人商店などにも掲示をお願いしております。

また、こうしたイベントのポスターは、開催日が確定しておりますので、一定の期間でその役割を終了するものでございます。

今後も現在のポスターは誘客促進の一助として、対外向けの活用を考えるとともに、市内の公共施設などの掲示状況も確認してまいりたいと思います。

また、これまでも同様、ポスターを希望される商店等に提供しておりますが、市広報などでポスターを希望する事業者等を募集するのも一つの方法かと思えます。

続きまして、④でございます。パンフレット等へ掲載している写真を写した場所の明示についてであります。

パンフレットには、あがりこ大王など代表的な写真が使用されております。巻末に観光地の地図も記載されております。しかし、航空写真である九十九島については、撮影場所の問い合わせがあります。その際、先ほど奥山議員のお話のように、航空写真であることを御説明し、同じように写せる撮影ポイント、ねむの丘等もございましたけれども、そのようにお伝えしてございまして、丁寧な説明、案内などにより喜ばれているというふうなことも事実でございます。今後は、これは合併当時のポスターでございますけれども、航空写真であることも明記の検討の一つでもあると思えます。

また、ポスターには秋田県内でのにかほ市の位置を示し、ポスターにある観光地までの簡略なアクセスを掲載しております。また、このポスターは、あくまでもデザインとインパクトを重視したものであり、興味を持っていただいた場合にはパンフレットやインターネットの検索に導くことを目的に作製したものでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 答弁ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

②番目ですか、1,260カ所に依頼していると、掲示依頼、ポスターのですね掲示依頼。その中でJR関係というようにお話されていましたが、ちなみに象潟駅、または金浦駅、それから仁賀保駅、この三つの駅にはですね、僕が行った範囲では何も掲示されていなかったんですね。これはどうということなのか、それでその時点でですね、象潟駅の駅員さんに聞いたんです。そしたら、駅員さんが、一つの原因は貼る場所にもあると。要するに貼る場所がないと言えない、あると言えばあるというような非常に曖昧な答えでした。それと、じゃあ市の方からは掲示依頼はなかったですかって聞いたら、ないって言うんですね。これちょっと僕もびっくりしたんですけども、果たして

その点どうなのか、それちょっと後で答弁をお願いします。

それと④のパンフレットに対していろんなその写した場所、それでなければ、このように見れる場所をあれするというのは、今答弁聞きましたので、ぜひそのようにして、インパクトのある、インパクト重視というようなこともおっしゃっていただきましたので、ぜひそれはそのようにしてお願いしたいと思います。

いずれにしても、先ほど言ったこのポスターの貼る、掲示している場所と、それから——どうなんでしょうね、これ1カ所につき大体種類は何種類ぐらいのポスターあるか、それもし分かるのであれば教えていただければありがたいです。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） 最初にポスターの掲示依頼についてでございますけれども、平成25年度に作製しまして、古い資料によればですね、JR仁賀保駅、金浦駅、象潟駅、上浜駅、小砂川駅には配付、掲示依頼はしております。ただ、もしかしたらその当時ですね職員の方がかわられて、その記憶がなかったかもしれませんけど、それは定かではございませんので、いずれこちらの方では配付しているというふうなところでございます。

あと、ポスターの種類につきましては、今、平成25年度に作製しましたというのは、女の人というか妖精と言いますか、あれまず3種類ありまして、あと、カエルだけのポスターですね、全部で4種類というふうなことでございます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 分かりました。じゃあ一応このにかほ管内の駅には、一応依頼はしているということなんですね。それがたまたまどういふわけか掲示されていないのかもしれないけれども、いずれにしても、私が見た範囲では、先ほど言ったように三つの駅には何も貼ってなかったんですね、ぜひそれは今後そのJRさんの方に働きかけて、もう一度お願いしてほしいと思います。いずれにせよ象潟駅、もしくは金浦駅、仁賀保駅にしてみても、これは我が市の玄関になるわけですからね、玄関に何もないというのもちょっとこれ寂しいわけですので、ぜひそちらの方は働きかけていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の大きなですね2番目、にかほ市の将来の観光について質問いたします。

確か昨年9月議会でですね、にかほ市の観光振興について質問した折に、市内小学生、中学生に、にかほ市の将来の観光や未来等々について作文を書いてもらい、市の観光振興の参考にすることも大事と思うという旨の質問をしました。その折の答弁にですね、「合併10周年を機に、市の将来について」をテーマに書いてもらうようにしているという答弁でした。作文は実施されたこととしますので、この件につき、以下につき質問いたします。

まず一つ目、これは純真な視点からですね、自由に発想できる小学生、中学生の考えるにかほ市の将来像として、内容はどのようなことが多かったのかお伺いします。

それと同時に、二つ目、その中に、にかほ市の観光に関して参考となる意見もあったことと想われますが、我々大人には想像もできない素晴らしいアイデア等の有無をお伺いします。もしそういう素晴らしいアイデアがあったとすれば、それらの意見をどのように市の観光振興に組み入れよう

としているのか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ただいまのかほ市の将来の観光についての御質問でございますが、これについては教育長と担当部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、奥山収三議員の(2)の①にかほ市の将来についての小学生、中学生の作文の内容についてお答えいたします。

お答えする前に、おわび申し上げたいと思います。それは、昨年9月定例会において、観光振興についての奥山議員の御質問に、私は作文を書いてもらうようにしておりますと答弁しております。ただ、各校には学習の一環として、にかほ市の未来について考える活動をするように指示しておりました。その中に作文も含めております。ただ、その作文だけという形で学校からのその提出は求めておりませんので、心からおわびしたいと思います。ただ、授業の中でにかほ市の未来について熟議した学校、それから、幾つかの作文からは、こんな発言が出てますので紹介したいと思います。

まず、残したいものとしては、豊かな自然、それから伝統芸能、きれいな水、それから、にかほならではの特産物、それから、やさしさと思いやりというものが挙げられております。次に心配なこととしては、少子化、人口減少などが挙げられ、そのために小学生、中学生どちらからも、まず人がたくさん集まるようにしたいと。それから、若者を引きつけたいという考えが出ております。その解決策として、TDKのような大きな工場ができればいいなというふうに、企業誘致の考えも出ております。また、店や工場を増やし、その税収で福祉の充実を図りたいという考えも出ております。それから、昨年8月11日と12日に中学生リーダー講習会、松島の中学校とにかほの3中学校のリーダー講習会がありました。そのテーマを「ふるさとの一員として今何ができるか」というふうなテーマで研修を行っております。その中でこんな意見が出ています。いつでも戻ってこられるふるさとにしたい。それから、「地方創生」というテーマで、地元の良さや、これからの将来について考えて学習を、これを続けていきたい。自分たちができることは若い世代が中心になって、にかほ市を底上げしていこうという一人一人の意識が大事だということ。それから、たくさんの自然や文化が、このにかほ市がより良くするためには、もっと私たち、中学生や小学生も地域とかがかわることが大事である。最後に、にかほ市には何も無いではなく、豊かな自然・風土があるので、自分たちで、その手で盛り上げていきたいというふうな意見等が多く出されておりました。

このように、児童生徒の考えからは、今あるにかほ市の良さを残して、人がたくさん集い、若い人も若きもみんなが豊かな、そして楽しい暮らしができるようなまちであってほしいという願いが私たちにひしひしと伝わってまいりました。

以上です。

②については、教育次長がお答えいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） そうすれば、②の質問について私の方から御説明をしたいと思います。

②は、大人には想像もできない素晴らしいアイデア等の有無ということでございます。

まずは、どのようなアイデアがあったかを御紹介したいと思います。

フェライト子ども科学館をパワーアップさせる。あげそばのお店をPRする。動物園や水族館、遊園地を合体させたレジャーランドを創る。鳥海山登山ツアーを企画する。ほかにはない名物を作るなどでございます。

また、イベントなどでの地域づくりや働く場所を増やすことが必要だという考えもありました。既に市や関係団体で取り組んでいることもありますけれども、若い世代がかほ市の将来を考えてくれているということ大変うれしく思っています。アイデア全てを実現することはできませんけれども、このように考えてくれた子どもたちも、にかほ市の良さ、子どもたち自身が素晴らしいと、にかほ市の宝だなということであります。この子どもたちの思いに応えられるように、我々も精いっぱい魅力あるにかほ市にしたいと考えているところです。

以上です。

●議長（菊地衛君） 次に答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは、私の方からは後段の、それらの意見をどのように市の観光に組み入れようとしているのかについてお答えいたします。

一つは、学校教育では、今年ジオ学を進めるようでありまして、それとあわせ観光振興についても、そのようなアイデア等を生かしたいと思っているところでございます。小・中学校等の新鮮な切り口をですね、そのような観光や地方創生に結びつけるような施策を行政がやっぱり実行していくというふうなことが市としての役目だと考えておるところでございまして、それを参考にですね今後の観光についてということで若干お話したいと思いますけれども、現在はですね、皆さん物よりも健康、感動、ゆとり、精神的な高揚等、形のないものに価値を認めているというふうなことが一つでございます。

また、観光は地域の自然、歴史、文化等の資源を活用すること。また、それらの観光資源の保全は、観光が将来に向けて持続的発展を遂げていくために不可欠なものであるというふうなことでございます。

あと実際の具体的なものとしましては、団体旅行から個人旅行へのシフトに対応した施策、あとはユニークな地域資源の活用でございます。それは地域の持つ固有の特殊性の発掘というふうなことでございまして、簡単にお話しますと、一つは市独自の祭り、例えば鱈まつりとかですね、伝統芸能とか、それを主とした観光についても一つ価値が見いだせるのではないかと考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 答弁ありがとうございます。先ほど教育長からのお話で、何ていうんですか、市の将来についてというテーマでは、作文という作文ではなかったということ、お話しされてありましたけれども、ちょっと僕も再質問にちょっと窮してしまいました。

それでですね、幾つかお尋ねしたいと思うんですが、教育次長の答弁で、例えば登山ツアーを企

画したらどうだとか、それからあげそばをもっと力入れる、それからレジャーランドですか、そういうものもというアイデアがあったというようなことをおっしゃっていましたが、その中でも先ほど逆にそのアイデア等を生かしたいという話もあったんですね、ぜひこの資源を活用した観光開発というんですかね、今後のその課題としてですね、次の質問にもこれは絡んでくるわけですが、いずれにしても、ぜひこういう若い方々、もしくは小・中学生のアイデアをですねせっかくいただいているんですので、それを具体的に具体化して市の将来につなげていくということを強力に推し進めていってほしいと私自身は思っております。先ほど言ったように、登山ツアーなんかは、これは非常にいいことだと思いますのでね、まして、ここが五合目の鉾立の入り口にもなっていますので、ぜひそういうことは積極的に推し進めていってほしいと思っています。

それと同時に、やはり何年かに、毎年というわけではないですけども、何年かに一度ぐらいは、この市をどう思っているのか、もしくは将来この市のあり方というものをお・中学生に聞いてみるのも、私は非常にいいことだと思いますので、ぜひそういう企画というか計画というか、それも授業の中に取り入れていただければありがたいなと思いますので、その点よろしく御配慮願えればと思っております。

それではですね、今のこの話に、資源を活用ということに絡んでくるわけですので、大きな3番目のですね上郷温水路に関しての観光資源として利活用することについてを質問いたします。

これは午前的一般質問でも、ある議員から温水路については話されていまして、別段私はとやかくあれはないとは思いますが、いずれにしても、にかほ市の農業というものは何が原点だったのかというと、やはり鳥海山からの水だと思うんですね。恵まれた水があるがゆえに、にかほ市の農業は発展してきたと。しかもその水の使い方が非常に的を射て、冷たい雪解け水をいかにしてあったかくして農業用水に利用するかという先人の知恵がですね、あそこにはあらわれているわけですので、あの上郷温水路群というのは、僕もここに書いているように全国的にも珍しい農業施設と同時に土木技術的にも貴重な財産であります。平成15年には土木学会より土木遺産に、さらに平成21年には上郷温水路群が県の文化財に指定されているとのこと。この施設を観光資源として利活用することにつき、以下質問いたします。

まず一つ目、温水路群を巡るように散策路等を整備し、観光に結びつけるようにされたらどうか、お伺いいたします。

次、二つ目に、4月8日のさきがけ新聞に伝統的な農法や農村文化を対象に”「日本農業遺産」公募へ”との記事が掲載されました。その農業遺産に該当するのであれば、認定されるよう、ぜひ応募すべきと思いますが、お伺いいたします。これはですね、僕がちょっと調べた範囲では、日本農業遺産に認定された場合に期待される効果としては、観光客の誘致ということも含まれてますので、観光に関することだと思ひまして質問に挙げた次第ですので、よろしく御答弁をお願いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、(3)の①の上郷温水路群を巡る散策路の整備についての御質問でございます。

御承知のように上郷温水路群は、土木遺産や秋田県指定有形文化財のほかにも農林水産省の疎水百選に選定されておりまして、日本の農業、土木構造の近代化を示す貴重な遺産でございます。

また、これまで子どもたちの親水の間や学習の場に活用されているほか、観光面でも活用をしているところでございます。

本市の観光パンフレットのなかには市絵草子にも上郷温水路が紹介されておりまして、パンフレットの内の地図にも示されているところであります。

また、鳥海山・飛鳥ジオパーク構想のパンフレットにも紹介をしているところでございます。

国道7号線から中島、獅子ヶ鼻湿原へ向かう途中で温水路が多く見られますが、この周辺はほかにも奈曾の白滝、金峰神社、栗山池公園、元滝伏流水や鳥海ブルーラインなど多くの観光資源がございます。温水路も貴重な観光資源ではございますが、それを全国から人を呼び込む観光スポットとしていくのではなく、整備していくのではなく、周辺の観光施設とあわせて現状のまま活用してまいりたいと思います。

上郷温水路群は五つの温水路、長岡、大森、水岡、小滝、象潟からなっておりまして、総延長では6キロメートルほどあります。それらを巡る散策路の整備となれば維持管理費も含めて多額の費用を要することになります。そしてまた、散策可能な期間も1年のうち半分ぐらいというふうな状況にございますので、先ほど申し上げましたように現状のまま活用してまいりたいと思っております。

それから、次に②の農業遺産に該当するのであれば、認定されるよう応募すべきと思いますが、についてでございます。

御承知のように日本農業遺産は、伝統的な農業や文化、景観、生物多様性などに富んだ地域が認定されるものでございます。認定基準としての項目は大きく分けて6項目がありますが、一つは「世界及び日本においての重要性が問われる」という項目になりますが、この項目だけでも五つほど調査しなければなりません。その一つが、食料及び生計の保障、二つとして、生物多様性及び生態系機能、三つとして、知識システム及び適用された技術、四つとして、文化、価値観及び社会組織、五つとして、優れたランドスケープ及び土地と水資源管理の特徴などが、審査対象となります。それから、大きい項目の二つ目には「歴史的な重要性」、三つ目としては「現代的な重要性」、四つ目としては「変化に対応するレジリエンス」——回復力とか強靱さという意味でございましてけれども、そういう項目。五つ目は「多様な主体の参加」、六つ目は「6次産業化の推進」と、幅広い分野での可能性が求められております。

また、申請する場合は、自治体単独で申請するのではなくて、当然市町村、あるいは農業者が組織する団体等、例えば土地改良区とかありますけれども、団体での申請となりますので、この申請書には、そして都道府県の意見書、あるいは学術機関からの意見書を付して申請書を提出しなければなりません。かなりハードルの高い認定制度でございますので、現在は国内には八つほど認定されております。このようなことから、先ほど申し上げましたように、自治体単独での申請とはなりませんので、例えば土地改良区とどうするのか、あるいはそのほかの農業団体とどうするのか、そういう形の協議のないままに現時点で日本農業遺産への認定の申請ということは考えておりません。

上郷温水路は地域の貴重な財産であります。現在の温水路の施設状況を踏まえ、今後ですね、これ大変先ほど申しげましたように、大変学術的にもいろんな調査が必要です。ですから、相当の各項目の学術的な調査表をまとめて、それらを添付して申請することになりますので、申請するにしても相当の時間を要するのではないかなと思いますので、先ほど申しあげましたように関係する、これ自治体ばかりでは申請できませんので、例えば土地改良区とかJ A秋田しんせい農協とか、そういう関係のところといろいろ協議しなければ登録するしないにも進んでいかないのではないかなと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今の答弁でおおよそのことは分かりました。まず一つ目の御水路を巡るような散策路というふうなことに限っては、距離的にも6キロメートル、まして相当の費用もかかるということですので。ただ、どうなのでしょう、散策路、これといったことをいきなりこうやるというのではなくして、例えばどうでしょうね、人が通れるような草刈りというんですかね、整備とまで言わなくても歩けるような管理というか、水路を巡って歩けるような、そういう管理ぐらいはどんなものでしょう、考えられないのかどうか。

それと同時に、すぐすぐそれを五つの温水路、全部を整備というか巡るって意味じゃなくして、まずは試験的に主だったところをやってみるとか、それで観光客が例えば増えるようであれば、さらにその距離を伸ばすという方法もあるでしょうし、いずれにしても何らかの形で温水路を巡れるような、そういう状況、そういうこともどうなのでしょう、考えられないのかどうか、それもう一度ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、日本農業遺産、これ僕も調べてみましたが、今、市長の言ったことは、そのとおりです。しかも4月12日から9月30日という応募期間もありますし、そういうこととなると非常にこれはおっしゃったような学術的なものももちろん含まれているし、時間的な問題では、ちょっと厳しいのかなというのは思わないわけではないわけですが、これが果たして今回限りのものなのかどうかのちよっと私もちよっとその点調べていなかったんですね、今後またこれが、例えば来年同じように公募するものなのかちよっと分かりかねますのでね、いずれにしてもあのままではちよっとこう、せつかくある温水路ですので、何らかの形で将来、子どもや孫に子孫に残す意味でも、ひとつ前向きに検討していただければありがたいと思いますので、今言ったその点、温水路群に一手を加えるぐらいの考えはないのかどうか、ちよっとその点答弁願います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 温水路の散策路という再質問でございますが、私は今お話のように、全部の温水路を巡るような形でなくとも、現状のままでも理解できるような看板を設置してPRすることも一つの方法かなと。ですから、主要地方道象潟矢島線に行くあの道路沿いにもありますし、あるいは船岡の方へ向かうところからも正面から温水路見えますから、ああいうところに看板を設置して、そして今までの歴史とかそういうものを踏まえてPRしていくことも一つの方法かということで、一つ鳥海山・飛島ジオパークのジオサイトの一つにもなっておりますので、これは別の形にするから、あるいはジオパーク構想の中でのジオサイトの市の看板設置するか、これからいろいろ

る検討しなければなりません、そうした形でPRしていくことも一つの方法ではないかなと思っております。

それから世界遺産、これは恐らく単年度ではないと思います。それは、この制度は続くと思いますが、ただ、例えば日本では兵庫県の豊岡、あれはコオノトリか、ああいう田んぼでドジョウが生活できるような農業経営を、農業栽培をやって、ドジョウが繁殖して、それを鳥が食べて繁殖していると、そういうものも一つの例としてこれ認定なってますけどもね、なかなか温水路だけでその認定をやっていくってなると、果たして観光施設としての費用対効果からしてどうなのかなというふうにも思います。ただ、これは先ほど申し上げましたように、私たちだけでは、行政だけではできない話ですので、話題として土地改良区、あるいは農協との話し合いの場でこういう話もしますがね、私は今の段階ではなかなかこの農業遺産、温水路という形では取り組みにくいのではないかなと考えております。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 一部、ジオパークで看板はしてますけども、ああいう看板じゃなくて、もっとその歴史から、それから全体の温水路群を網羅した形で、今は現在地ここいますよという形のぐらいで説明していくことによって、私は十分観光客の皆さんからも温水路の機能、先人が知恵を出して作った御苦労、そういうものも理解できるのではないかなと、そのように思います。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今の答弁では、看板設置ということは考えているようなことをおっしゃっていましたが、これは確かにジオパークの認定になれば温水路群、そういうものももちろんその一環に入るわけですので、ぜひ充実した内容の看板というか、いろんな文化財、または農業関係、そういう横の連携も加味してですね、ぜひ充実した看板にいただければ、まずはそれがスタートかなと思ったりもしますので、その点よろしく御配慮していただければと思います。

次に、大きな項目で、ジオパーク認定に向けてについて質問いたします。

この件では、2月28日の新聞に千葉幕張での公開プレゼンテーションに臨み、地域の魅力をアピールされた記事が掲載されておりました。関係されました方々、本当に御苦労さまでした。

今後は8月中旬、13日から15日ですか、現地調査を経て9月に認定の可否が決まるようです。8月の現地審査が認定可否に大きく左右するというようなことも聞いておりますので、現在まで、毎回市の広報でジオパークについて市民の方々へ周知を図ってきましたが、8月の現地調査に向けて下記につき質問いたします。

8月までは、そんなにもう日数的にも余裕がありません。そこで、毎月広報1日号で周知を図ってきた総集編として、別刷りでジオパークについての特集編を作成し、全戸に配布し周知の徹底を図るべきと思いますが、お伺いをします。この件につきましても、よくいろんな集まりで、例えば高齢の方々との集まりの席で、ジオパークって今間もなく認定されるかどうか決まるわけですけども知ってますかって聞きますと、やはり知らない方が多いんですね、随分と。毎月1日号の広報に載ってるんですけどねって言うんですが、なかなかそれが周知されていないのか、そこまで目を通していただいていないのかどうか分かりませんが、いずれにしても周知の徹底を図るべき、も

う最終段階にきているような状況ですので、そのお考えあるかないかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ジオパークの認定に向けての質問でございますが、広報の特集編を作成し、全戸配布により周知の徹底を図るべきというふうな御質問でございます。

毎月みたいに広報に書いてるんですけども、分からないと言われると特集編を組んでも、本当に見ていただけるのかなというふうにして心配もしますけれども、いずれにしても6月15日に、別冊ではありませんが、4ページを使って前半の広報活動をやります。

それから、後編として7月15日にも同様の形で広報に掲載してPR活動をしてまいりたいと思っております。

内容は、これまで広報で取り上げたものや出前講座等で話してきたものから抜粋が中心となりますけれども、小・中学生でも理解できるような、できるだけやさしい文章で構成し、にかほっぺんがガイド役をすると、そうしたスタイルにして市広報を作成したいなということで、もう間もなく6月15日号は出てまいりますので、前半として全戸に配布したいと思っております。

それから、さらに出前講座などで周知を図ってまいります。今後は依頼がなくても、こんなところにこういう集まりがあるといったら、押しかけ講座をやるかと、そういうことも今考えておりまして、そういう集まりの情報収集に今努めているところでございます。

それから、酒田市、由利本荘市、遊佐町の取り組みとしては、これまでの出前講座などによる周知活動になお一層積極的に取り組むために、由利本荘市では由利高原鉄道を利用したツアーの企画、ジオツアーの企画、それから、酒田市と遊佐町では商工会議所と連携してジオサイトの清掃活動などを実施しながら周知活動を行っておりまして、あるいは企画をしております。3市1町が全体で住民への周知を加速している状況でございます。

また、各自治体の活動と同様に事務局事業として各エリアにおいてジオガイド向けの現地審査トレーニング、一応これは現地調査が8月13・14・15日の3日間予定されておりますので、案内して説明する主がジオガイドになります。事務局もいますけれども、私はまた別の形でいきますけれどもね、そういう形になるので、ガイドの訓練も今盛んに行っているところでございますので、何とでもみんなで力を合わせながら、9月には鳥海山・飛島ジオパークが正式に日本ジオパークに認定されるように頑張りたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） このジオパーク認定に向けてということに関しては、6月15日、7月15日に4ページにわたり前編後編で特集というか出すというようなことはおっしゃっていただきましたので、これ仮に特集を組んでいただいてもですね、決して難しい言葉は使わないでいただきたい。いただきたいというのは変ですけども、やはり今、市長がおっしゃったように、やさしい言葉でですね、平易な分かりやすい言葉で、ぜひその書いていただきたいと。余り難しい言葉を使いますとね、どうしても高齢者はもう見た途端、もうこれはいいっていうことになってしまいますのでですね、ぜひ簡単な言葉使いでぜひ書いていただけるように、それ一つ要望しておきます。

いずれにしても、せつかくこうしてやってる以上は、やはり何が何でも認定されるように、やるべきことは全てやっておくというような考え方でやっていかなければいけないわけですので、ぜひそういうところを考慮して、市の方も頑張ってくださいと思います。僕の方の一般質問はこれで終わります。

●議長（菊地衛君） これで5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時52分 散 会
